

過去テーマに関する取組状況について

防水スプレー等の安全対策（令和2（2020）年度テーマ）

1 提言後の報告

本テーマの取組状況について、都は協議会において、以下の報告をしている。

- 2022年度報告（2023年1月25日）

- 事故状況
- 業界団体等の取組

2 事故状況

（1）東京消防庁救急搬送事例

東京消防庁管内¹の救急搬送事例を収集した。

[収集した事例の概要]

東京消防庁管内 救急搬送事例	期間：3年間（2022年1月～2024年12月指令分） 条件：「防水スプレー・スプレー・防水・撥水・撥油・防汚・防滴・ 紫外線防止・UV防止・静電防止」の語句を含むもの
-------------------	--

収集した過去3年間の防水スプレー・スプレー・防水・撥水・撥油・防汚・防滴・紫外線防止・UV防止・静電防止の語句を含む受傷した事例の中で、防水スプレーの使用によるものと分かるものは、1件あった。事例1件の危害程度は、軽症であり、年代は40代、性別は男性、発生時期は2月であった。（表参照）

協議会時に収集した2015年から2019年までの過去5年間の件数は18件であり、提言後に報告された2020年から2021年までの過去2年間の件数は4件であった。事例数自体は少ないものの、減少傾向が認められる。

表 防水スプレーを吸い込んだ事故に関する救急搬送事例（2022年～2024年）

年代	事故内容
40代	自宅玄関にて換気が悪い環境下で防水スプレーを10分程度使用した後から、せき込みと息苦しさが発症した。

¹ 東京都のうち、稲城市、島しょ地区を除く地域

(2) 公益財団法人日本中毒情報センター

公益財団法人日本中毒情報センターでは、防水スプレーを吸い込む事故への注意喚起²を、定期的にウェブサイト上で実施している。防水スプレーを吸い込んだ事故に関する中毒 110 番への相談件数事故の発生件数は、2023 年は 28 件、2024 年は 17 件であった。図 1 は相談件数の推移を示したもので、中毒 110 番には現在でも「防水スプレーを吸い込んでしまった」という相談が寄せられている。2018 年及び 2019 年には年間約 100 件の相談があったが、2020 年以降は減少傾向が続いている。

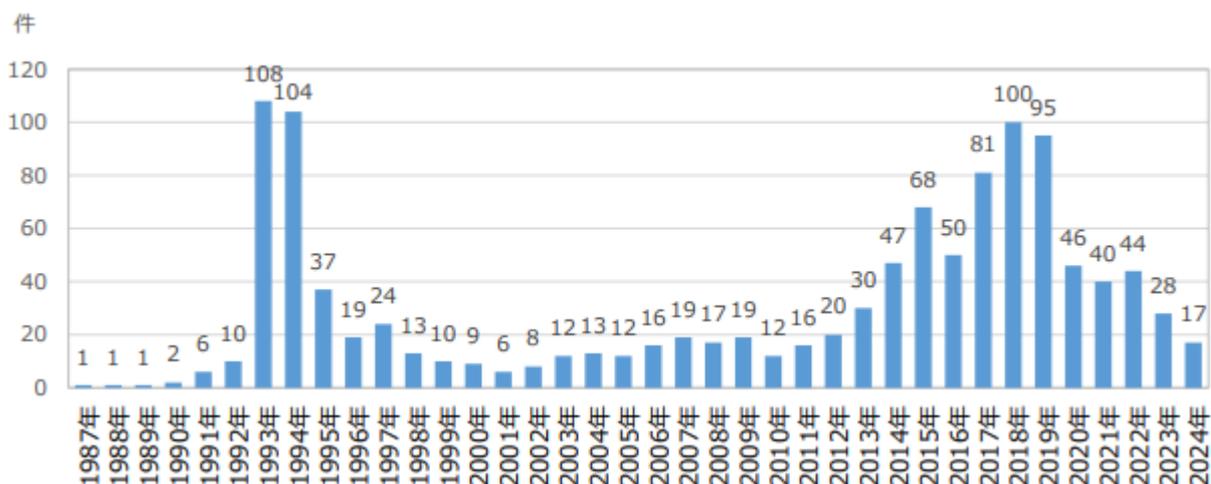


図 1 防水スプレーを吸い込んだ事故に関する中毒 110 番への相談件数

² 中毒に関する話題「防水スプレーを吸い込む事故に注意しましょう！」(2025 年 7 月 1 日更新)
<https://www.j-poison-ic.jp/wordpress/wp-content/uploads/Waterproof-spray202507.pdf>

3 業界団体等の取組

業界団体や販売事業者に安全対策等についてヒアリングを実施し、以下の回答を得た。

(1) 一般社団法人日本エアゾール協会

1. 防水スプレー等の安全対策

家庭用防水スプレー製品による安全対策を図るため、下記のとおり各種対策を実施した。

(1) 情報提供体制の整備 (2023年3月)

一般社団法人日本エアゾール協会ホームページを更新し、「防水スプレーについて³⁾」のページに新規ページを開設した。(東京都商品当安全対策協議会資料へのリンク等)

(2) マニュアル及び自主基準の改定 (2024年5月～2025年10月)

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課からの依頼を受け、防水スプレー製品の安全対策に関する協議を開始した。その取組の一環として、「家庭用防水スプレー製品等安全確保マニュアル作成の手引(第3版)」(厚生労働省、2015年発行)の改定作業に協力し、2025年10月に同マニュアル作成の手引第4版⁴⁾が新たに発行された。

また、当協会においても、防水スプレー製品に係る自主基準の見直し作業が進められ、2025年10月に「家庭用エアゾール防水スプレー製品等の安全性向上のための自主基準⁵⁾」が改定された。

(3) 輸入品検査の実施状況 (2023年10月～2025年10月)

防水スプレー製品等の輸入品について、自主基準に基づく付着率検査及び粒子径検査を実施した結果、当該期間における検査件数は24件であった。

³⁾ 一般社団法人日本エアゾール協会 正しく安全に使うには

<https://www.aiaj.or.jp/safety/waterproof/>

⁴⁾ 厚生労働省 家庭用防水スプレー製品等安全確保マニュアル作成の手引(第4版)(2025年10月)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001571854.pdf>

⁵⁾ 厚生労働省 家庭用エアゾール防水スプレー製品等の安全性向上のための自主基準(一般社団法人日本エアゾール協会)(2025年10月)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001577536.pdf>

2. 消費者の理解を促す注意表示

自主基準 第5条 4. 家庭用エアゾール防水スプレー製品等の製品表示⁶について、以下のとおり改訂をした。

(1)統一注意表示事項にマスクを着用する旨の表示（必ずマスクを着用してご使用ください。必ずマスクを着用 など）を追加した。

(2)統一注意表示例について、全ての例に「必ずマスクを着用」の記載を追加するとともに、一部の例に「使用上の注意をよく読んでください」の記載を追加した。

(旧)

(2) 統一注意表示例

注意	吸い込むと有害・必ず屋外で使用
注意	吸い込むと有害・必ず屋外で使用
注意	必ずマスクを着用してください。

又は、

注意	吸い込むと有害・必ず屋外で使用
注意	必ずマスクを着用してください
注意	吸い込むと有害・必ず屋外で使用

(新)

(2) 統一注意表示例

【縦書き例】

注意	注意	注意	注意
使用上の注意をよく読んでください	必ずマスクを着用してください	吸い込むと有害・必ず屋外で使用	必ずマスクを着用してください
必ずマスクを着用してください	吸い込むと有害・必ず屋外で使用	使用上の注意をよく読んでください	吸い込むと有害・必ず屋外で使用
			必ずマスクを着用してください

3. 安全な使用を促す具体的な注意喚起

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課の「防水スプレー製品等による中毒事故の未然防止対策について（周知）」発出を受けて、日本エアゾール協会会長名で2024年11月20日に事故防止に係る協力依頼の書簡をすべての会員向けに発行した。

4. 消費者への安全意識の向上のための効果的な普及啓発

1. (1)と同じ。

5. 業界としての事故情報の収集体制の整備と事故情報データの活用

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課の公表する報告（2024年11月公表 家庭用品に係る吸入事故等に関する報告⁷）から情報収集し、会員への情報提供と注意喚起に活用している。

⁶ 厚生労働省 家庭用エアゾール防水スプレー製品等の安全性向上のための自主基準 別紙4）家庭用エアゾール防水スプレー製品等の製品表示（一般社団法人日本エアゾール協会）（2025年10月）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001577551.pdf>

⁷ 厚生労働省 「2023年度 家庭用品に係る健康被害の年次とりまとめ報告」を公表します https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_45480.html

6. その他安全対策を進めるうえで課題となっていること

〔課題〕

国内の輸入品商社が扱う「防水スプレー製品等の海外製品」は、高圧ガス保安法以外の自主基準を適用させる事はできないため、今回改訂された「マスク着用」の表示は付されない。

〔対応〕

2024年11月に実施した厚生労働省医薬局医薬品審査管理課との打合せにおいても、当該事項が課題として取り上げられた。

厚生労働省が発表した「防水スプレー製品等による中毒事故の未然防止対策について（周知）」の事務連絡は、エアゾール業界のみならず、都道府県衛生主管部宛にも通知されている。

同事務連絡には、「貴管内の輸入、販売及び小売事業者を含む関連事業者に対しても周知いただくとともに、改めての取組の徹底についてご配慮をお願いします」と記載されている。また、消費者への「マスクを着用する」等を周知・啓発するよう依頼している。

(2) 株式会社コロンプス

1. 防水スプレー等の安全対策

自主基準の遵守のための安全確認試験で、付着率、噴霧粒子径の確認を継続的に実施している。

2. 消費者の理解を促す注意表示

「必ず屋外で使用する事」、「吸いこむと有害である事」、「必ずマスクを着用して使用する事」の3点を、注意表示文及びピクトグラムで示した。

また、「必ずマスクを着用してください」という統一注意表示については、今後の生産分から順次、商品へ追記する対応を開始している。さらに、適切な使用方法をより分かりやすく伝えるため、説明動画へアクセスできるQRコードを商品に表示し、消費者が正しい使用方法を容易に確認できるようにした。

3. 安全な使用を促す具体的な注意喚起

「必ず屋外で風上から風下へ向けて使用する事」、「噴霧を吸い込むと有害であるためマスクを着用して使用する事」、「屋内や車内では使用しない事」、「顔の近くでスプレーしない事」、「一度に大量に使用しない事」、「子供やペットの近くで使用しない事」、「火気の近くで使用しない事」の注意喚起の他、安全上・保管上の注意点の表記、ガス抜きキャップの注意事項、応急処置の表記を表示した。

4. 消費者への安全意識の向上のための効果的な普及啓発

製品本体に使用方法を解説した動画へ直接アクセスできるQRコードを表示し、消費者が容易に正しい使用方法を確認できるよう情報提供の充実を図った。また、当社ホームページ、製品パンフレット、YouTube等の動画配信媒体を活用し、使用方法及び注意事項に関する説明を行うことで、幅広い層に対する周知を推進した。

さらに、販売店に対しては、店頭で消費者へ適切な説明が行われるよう、スタッフを対象とした使用方法等の指導を実施し、販売現場における安全啓発体制の強化に努めた。加えて、テレビや新聞等のマスメディアを通じた啓発活動も行った。

5. 業界としての事故情報の収集体制の整備と事故情報データの活用

業界新聞を定期購読し、事故発生状況や関連動向に関する情報を随時把握するとともに、原料メーカー及び充填メーカーとの間で事故情報や技術的知見を共有する仕組みを構築している。

6. その他安全対策を進めるうえで課題となっていること

防水スプレー製品の使用時におけるマスク着用の重要性について、消費者への啓発が依然として十分ではない。

(3) スリーエムジャパンイノベーション株式会社

1. 防水スプレー等の安全対策

自主基準の遵守のため継続的な安全確認試験を実施している。

2. より安全な商品の開発

製品の安全性向上を目的として、米国本社との連携体制を構築し、協業による開発業務を推進している。

3. 消費者の安全意識の向上、効果的な普及啓発

防水スプレーの使用方法等に関する社外からの取材（SNS、雑誌等）に対応する際、業界団体が推進する安全使用に関する取り組み及び都が実施する関連施策について案内している。

4. 安全性に係る情報の開示・提供

各処方に基づく安全データシート（SDS）を作成し、内容の改版を行った際には、速やかに当社ウェブサイト上に公開している。

5. 業界として事故情報の収集体制の整備と事故情報データ活用

日本中毒情報センターとの契約を締結し、事故情報の継続的な収集を実施している。

4 都の取組

事故状況を注視しつつ、ウェブサイトや SNS で消費者へ注意喚起を継続している。2020 年度末に事業者団体、消費者団体、関係機関等と連携して、事故防止啓発リーフレット「防水スプレーを安全に使いましょう」を 6 万部作成し、都内の各区市町村の保健所、消費生活センター、小売店を通じて配布している。

また、消費生活情報誌、ホームページ、SNS 等で注意喚起および普及啓発を行っている。

さらに、2020 年度に協議会で行った消費者へのアンケート内容をもとに、今回消費者に対し、防水スプレー等の使用に関するインターネットアンケート調査⁸を行ったので、その概要（まとめ）を示す。

<アンケート調査結果>

東京都に在住する 20 歳以上の者に、プレアンケートを実施した（有効回答：1,809 件）。

プレアンケートで、「防水スプレーを使用したことがある」と回答した者を対象に、本調査アンケートを実施した（有効回答：1,011 件）。

（1）防水スプレーの使用経験について（プレ調査アンケート）

- 防水スプレーの使用経験について「使用したことがある」と回答した割合は、令和 2 年度 59.9%から令和 7 年度 55.9%と 4 ポイント減少している。
- 使用のきっかけは「雨や雪などで衣類や靴が濡れるのが嫌だったから」が令和 2 年度 54.5%から令和 7 年度 48.1%と約 6 ポイント減少した一方、「インターネットや SNS で使用を推奨する記事や書き込みを見た」が倍増、「ゲリラ豪雨の増加など、最近の気象が変化してきているから」が令和 2 年度 8.0%から令和 7 年度 11.2%と約 3 ポイント増加し、情報接触や気象変化を背景とした使用のきっかけが増加している傾向がみられる。
- 使用対象は「靴（布製）」が令和 2 年度 42.0%から令和 7 年度 56.7%と約 15 ポイント増加し、防水スプレーの利用対象が布製の靴へ広がっている傾向がみられる。
- 未使用理由では「防水スプレーを使用する必要性を感じないから」が令和 2 年度 67.1%から令和 7 年度 48.6%と約 19 ポイント減少した一方、「吸い込むと事故が起こるおそれのある製品だから」、「高額だから」、「防水等の効果が期待できないから」等の安全性や価格、効果に関する理由を挙げる割合が高まり、未使用理由の構成に変化がみられる。

⁸ 東京都 「防水スプレーの使用に関するアンケート調査報告書」（2026 年 3 月）
https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/anzen/kyougikai/r2/r2_contents.html

(2) 防水スプレートの購入経験について（以下、本調査アンケート）

- 防水スプレーを使用したことがある者のうち 94.7%が自ら使用するために防水スプレーを購入した経験がある。購入のきっかけは、「持っていた防水スプレーを使い切ったため」が令和 2 年度 50.1%から令和 7 年度 45.4%と約 5 ポイント減少した一方、「所有している、または新たに購入した対象物に使用するため」、「店で防水スプレーの効果などの説明書きを見たため」、「インターネットを通じて効果や有効性を感じたため」等の対象物の購入や情報接触を契機とした購入手続きが増加する傾向がみられる。
- 購入した防水スプレーの種類では、「靴用（布・革製用）」が令和 2 年度 23.5%から令和 7 年度 34.6%と約 11 ポイント増加、「布製品全般用」も令和 2 年度 19.5%から令和 7 年度 23.2%と約 4 ポイント増加していることから、布製品への使用層が増えている様子が見られる。
- 購入場所は「靴店」は令和 2 年度と同水準で引き続き主要な購入先となっている一方、「薬局・ドラッグストア」、「アウトドアショップ・スポーツ用品店」、「インターネットによる通信販売」等が増加しており、購入場所の多様化が進んでいる傾向がみられる。
- 購入時の注意喚起への接触状況は、「注意書きを見た」が 56.8%と最も多く、「説明を受けた」は令和 2 年度 10.7%から令和 7 年度 16.4%と約 6 ポイント、「注意書きを見た」も令和 2 年度 53.5%から令和 7 年度 56.8%と約 3 ポイント増加している。一方、「説明を受けていない・注意書きを目にしていない」は、令和 2 年度 24.0%から令和 7 年度 18.7%と約 5 ポイント減少しており、購入時に店頭で安全に関する情報へ接触する割合が高まっている傾向がみられる。

(3) 防水スプレーの使用実態について

- 防水スプレー使用前の注意表示の確認状況は、「全部読んでいる」が令和 2 年度 9.4%から令和 7 年度 17.5%と約 8 ポイント増加しており、安全表示をより丁寧に確認する人が増えている一方、「だいたい読んでいる」が 43.2%と最も多くを占めている。
- 防水スプレーの注意表示は、肯定的な評価が多く得られた。特に「注意表示を見て、安全に使おうと意識した」は「当てはまる」「やや当てはまる」の合計が 88.7%と 9 割弱を占めており、注意喚起が行動意識の向上につながっている様子が見られる。一方、「注意表示の内容は読みやすいものだった」は「当てはまらない」が 1 割強（11.7%）みられ、読みづらさを感じる層もみられる。
- 防水スプレー使用時の注意事項の認知状況は「必ず屋外で使用する」、「吸い込むと有害」、「風通しの良い所で使用する」で、いずれも 5 割以上で推移している。「顔の近くで使用しない」（43.6%）や「マスクをつける」（22.7%）など、令和 2 年度と比較すると、より具体的かつ実践的な安全行動に関する認知が高まっている。

- 防水スプレーの使用方法としては、「霧を吸い込まないように気をつけている」が 92.7%、「風通しの良い場所で使用する」が 90.9%など、令和 2 年度と概ね同水準で推移している。一方、「屋内で使用する（換気なし）」は令和 2 年度 8.6%から令和 7 年度 15.0%と増加しており、一部の者において使用方法の理解が十分でない可能性が示唆される。
- 防水スプレーと対象物との距離は、「10～20 センチ程度」が 51.8%と多くを占める一方、「10センチ未満」は令和 2 年度 4.7%から令和 7 年度 6.2%と増加しており、比較的近い距離で使用する傾向がみられる。

(4) 防水スプレーの使用による「危害」「ヒヤリ・ハット」経験について

- 防水スプレーの使用による吸入事故発生の認知率は令和 2 年度 43.0%から令和 7 年度 52.3%と約 9 ポイント増加している。認知した情報源では、令和 2 年度と比較すると「スプレー缶表面の注意表示」、「自らの体験」、「インターネットのニュース」が増加しており、身近な情報源を通じて事故を知った割合が高まっている。
- 防水スプレーの使用による「危害」「ヒヤリ・ハット」経験は、使用経験者のうち 15.4%が「はい」と回答した。令和 2 年度と比較すると、性別では女性の経験者が令和 2 年度 11.8%から令和 7 年度 15.1%と約 3 ポイント増加、年代別では「20 代」「30 代」で高く、「60 代」「70 代以上」では低いという差が明確になった。
- 「危害」「ヒヤリ・ハット」を経験した場所は、「屋外（風あり）」が令和 2 年度 22.4%から令和 7 年度 34.6%と約 12 ポイント増加し、屋外であっても風向きなどの条件によってリスクが生じている可能性が高い。
- 「危害」「ヒヤリ・ハット」経験時に使用していた防水スプレーの種類は、「靴用（布・革製用）」が令和 2 年度 49.3%から令和 7 年度 66.0%、「靴用（革製のみ）」が令和 2 年度 51.5%から令和 7 年度 62.1%といずれも約 11 ポイント以上増加しており、防水スプレーの利用が靴全般でより広がっている傾向がみられる。
- 「危害」「ヒヤリ・ハット」経験時の使用状況は、「霧を吸い込まないように気をつけていた」が 49.4%と最も多く、令和 2 年度から大きな変化はない。「風通しの良い場所で使用していた」は令和 2 年度 32.8%から令和 7 年度 41.0%と約 8 ポイント、「マスクをつけていた」は令和 2 年度 13.4%から令和 7 年度 23.1%と約 10 ポイント増加している。
- 「危害」「ヒヤリ・ハット」経験時の防水スプレーの使用者は「回答者自身」が 88.5%で、体調が悪化した者も「回答者自身」が最も多かった。また、使用者の周囲には「誰もいなかった」が 63.5%であった。

- 「危害」「ヒヤリ・ハット」経験の際の症状は「咳」が令和2年度50.0%から令和7年度56.7%と約7ポイント増加、「のどの痛み・違和感」が令和2年度20.7%から令和7年度29.9%と約9ポイント上昇し、呼吸器系の初期症状が増えていることがうかがえる。症状が改善するまでの期間は「当日中」が71.6%で最も多く、令和2年度と同様に多くのケースで比較的短時間のうちに回復している。症状が発生した場合も「病院には行かなかった」が80.6%と高水準で、令和2年度と同様に医療機関を受診しないケースが大半を占める状況は変わらない。
- 「危害」「ヒヤリ・ハット」経験時に、商品について相談・報告を行ったか否かについては、「報告しなかった」が77.6%と最も多いものの、令和2年度と比較すると「メーカー」14.1%や「販売店・販売サイト」10.9%などへの相談は増加している。
- 相談・報告をしなかった理由として「相談・報告するほどのものではないと思ったから」が令和2年度67.3%から令和7年度62.8%とやや低下したものの、依然6割を超え、令和2年度と同様に軽度と判断して対応しなかったケースが多い。一方で、「相談・報告する（したほうがいい）ことを思いつかなかったから」は令和2年度11.5%から令和7年度5.8%へ減少しており、相談先の理解や認識が進んでいる可能性がある。